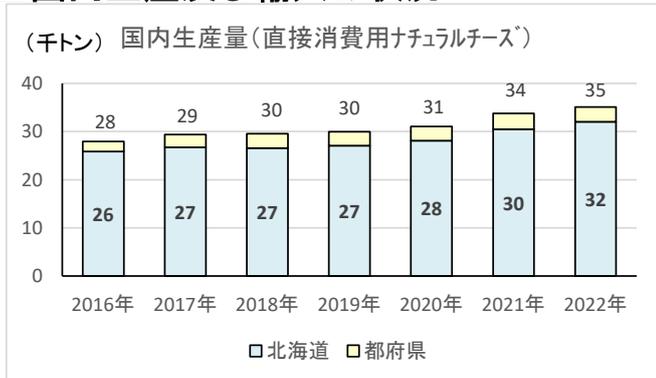


チーズ

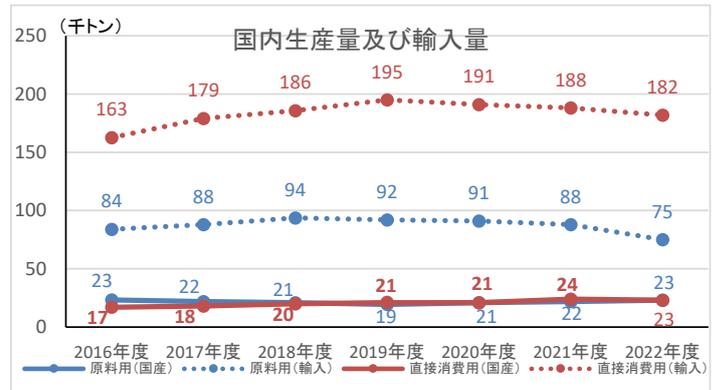
■協定の主な概要

	協定発効前	合意内容	令和5年度 (2023.4.1～2024.3.31)
CPTPP	【ソフト系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%以上):29.8% ・モッツアレラ、カマンベール:29.8% ・シュレッド:22.4% ・粉チーズ:40.0% 【ハード系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%未満):29.8% ・チェダー、ゴータ:29.8% ・粉チーズ:26.3%	【ソフト系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%以上):即時10%削減 ・モッツアレラ、カマンベール:協定発効前の税率を維持 ・粉チーズ、シュレッド:段階的に16年目に撤廃 【ハード系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%未満)、チェダー、ゴータ、粉チーズ:段階的に16年目に撤廃 【プロセスチーズ原料用チーズ】 現行制度を維持	【ソフト系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%以上):26.8% ・モッツアレラ、カマンベール:29.8% ・シュレッド:14.0% ・粉チーズ:25.0% 【ハード系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%未満)、チェダー、ゴータ:18.6% ・粉チーズ:16.4%
日EU・EPA	【プロセスチーズ原料用チーズ】 ・国産品の使用を条件に無税輸入を認める (国産品:輸入品=1:2.5)	【ソフト系チーズ】 ・関税割当枠内は、段階的に16年目に関税撤廃、枠外は協定発効前の税率を維持 【ハード系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%未満)、チェダー、ゴータ、粉チーズ:段階的に16年目に撤廃 【プロセスチーズ原料用チーズ】 現行制度を維持	【ソフト系チーズ】 関税割当数量 23,200トン ・クリームチーズ(乳脂肪45%以上):18.6% ・モッツアレラ、カマンベール:18.6% ・シュレッド:14.0% ・粉チーズ:25.0% 【ハード系チーズ】 ・クリームチーズ(乳脂肪45%未満)、チェダー、ゴータ:18.6% ・粉チーズ:16.4%
日米		CPTPPと同内容 関税撤廃期間は15年目	CPTPPと同内容
RCEP		関税削減・撤廃から除外	関税率は協定発効前と同じ

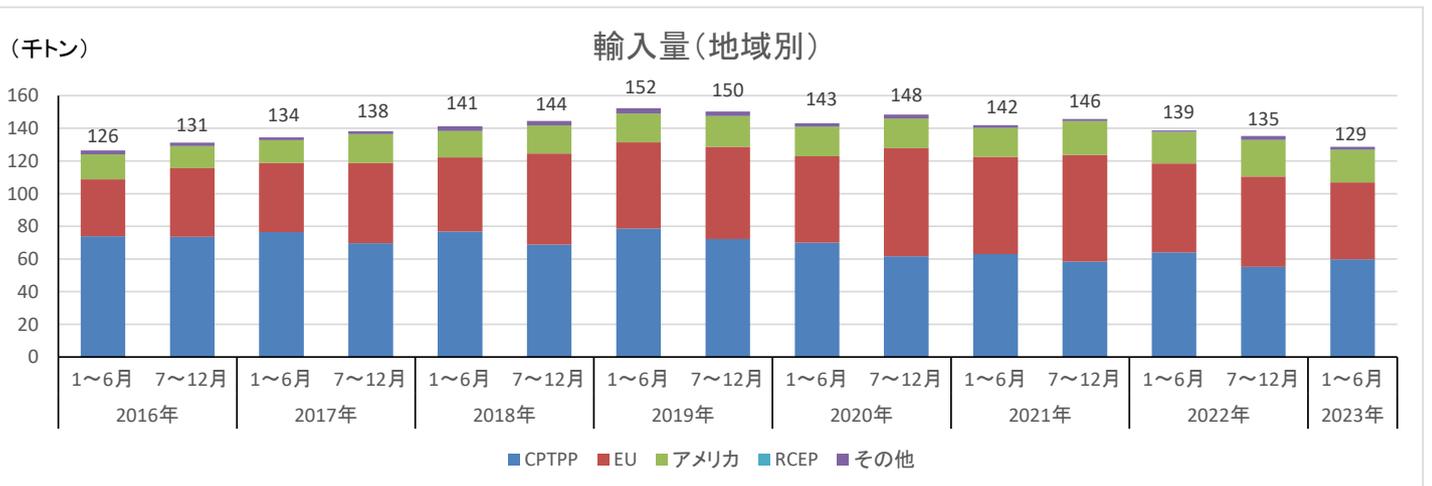
■国内生産及び輸入の状況



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計調査」



資料:農林水産省「チーズの需給表」



資料:財務省「貿易統計」

※CPTPPは、締約国(R5年10月現在:メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ)からの輸入量

※RCEPは、締約国(R5年10月現在:カンボジア、ラオス、タイ、中国、韓国、インドネシア、フィリピン)からの輸入量

なお、RCEPとCPTPPの重複国(シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ブルネイ)はCPTPPに計上